

○厚生労働省告示第三百七十六号

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第十六条の二第二項及び第四項の規定に基づき、熊本県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（令和二年厚生労働省告示第二百八十九号）により、同条第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として指定された場合における同条第二項又は第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、令和三年二月一日とする。

令和二年十二月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

○厚生労働省告示第三百七十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第百一十号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関として次に掲げる者を登録したので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百一十一号）第三條第一項の規定に基づき公示する。

令和二年十二月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

登録番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	登録をした日
一八七	株式会社東海分析化学研究所	愛知県豊川市御津町赤根下川五十番地	愛知県蒲郡市三谷町竹沢二十五番地一	理化学試験	令和二年十月二十七日

○特許庁告示第七号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第百三十四号）第七十九條第一号及び第二号並びに第八十一條の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月一日

特許庁長官 糟谷 敏秀

改正後	改正前
一 一千三百三十五フラン 二 [略] 三 二百三十五フラン 四 三百三十五フラン	一 一千三百三十五フラン 二 [略] 三 二百三十五フラン 四 三百三十五フラン

附 則

- この告示は、令和三年一月一日から施行する。
- この告示による改正後の規定（第三号に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第八号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第百三十四号）第八十條の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月一日

特許庁長官 糟谷 敏秀

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に及び当該各号に定める金額とする。 一 欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁 二十二万千円 シンガポール知的所有権庁 十七万四千円	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に及び当該各号に定める金額とする。 一 欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁 二十二万千円 シンガポール知的所有権庁 十七万三千六百元

附 則

- この告示は、令和三年一月一日から施行する。
- この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第四百十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第九條第二項の規定に基づき、都道府県知事が漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七條第一項の規定又は第九十九條第一項若しくは第二項の規定に基づく規則の規定により許可をしたときに海上保安庁長官に通報しなければならない漁業等を次のとおり指定し、昭和三十八年運輸省告示第九十八号は、廃止する。

令和二年十二月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 漁業法第五十七條第一項の規定又は第九十九條第一項若しくは第二項の規定に基づく規則の規定により許可をしたときに海上保安庁長官に通報しなければならない漁業は、しらいづれ漁業とする。
二 漁業法第六十九條又は第七十六條第一項の規定により免許をしたときに海上保安庁長官に通報しなければならない共同漁業は、第二種共同漁業及び第三種共同漁業（つぎいそ漁業に限る。）とする。
三 水路業務法第十九條第二項第一号の規定により海上保安庁長官に通報しなければならない事項は、水深が三メートルをこえる漁場の区域並びにその区域に敷設する漁具の位置及び敷設の期間とする。ただし、漁具敷設の期間が一月未満の場合は、この限りでない。

○国土交通省告示第四百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和二年十二月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大酒谷川
（二）次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一十二号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第三百七十号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県佐用郡佐用町仁位
字舟地 一六〇番七四 一六〇番七四
一六〇番三 一六〇番三
字丸山 一番八五 一番八五
一番一三〇 一番一三〇